

四国運輸局

〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館（3 階、4 階）

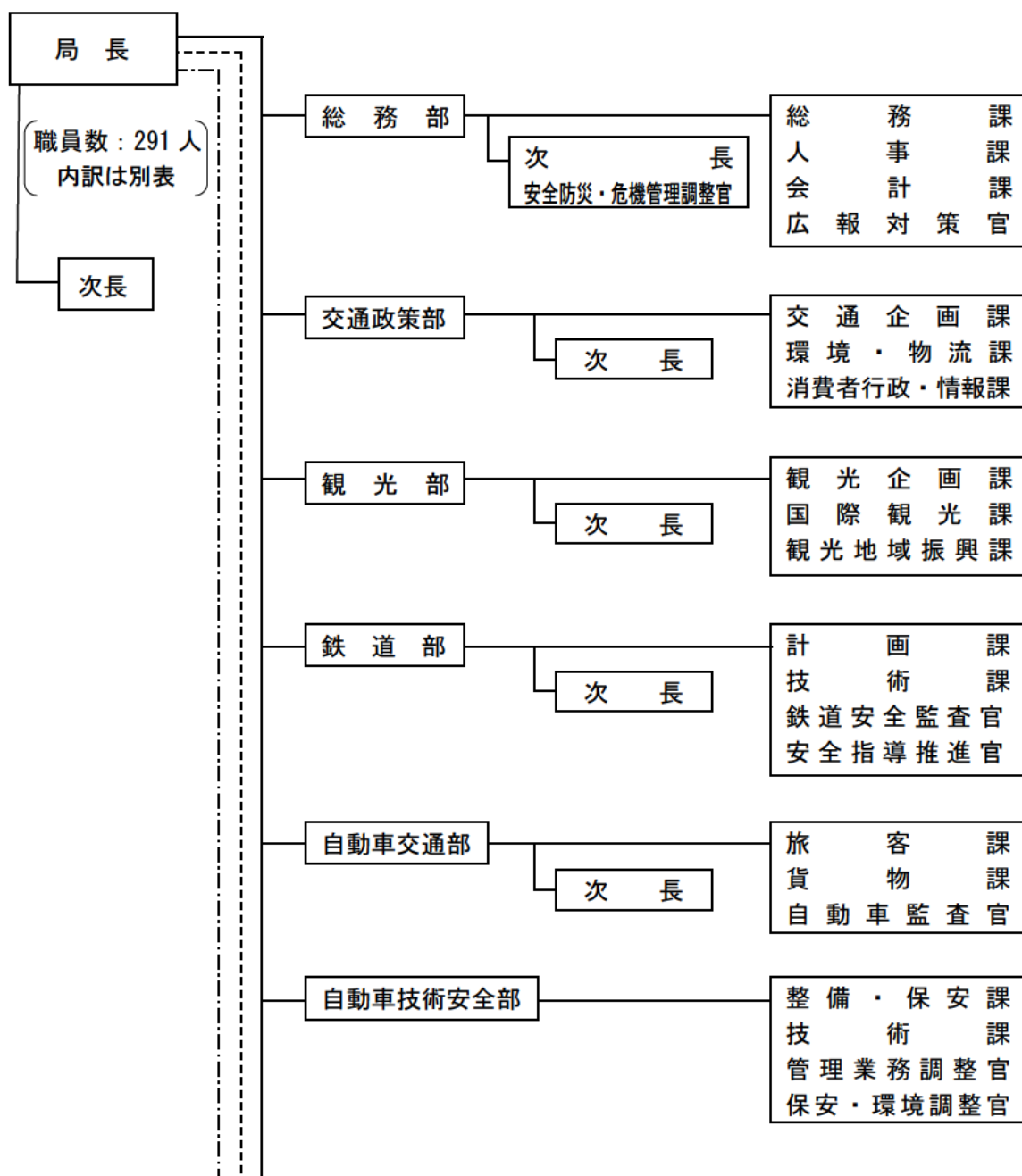
TEL (087) 802-6715 FAX (087) 811-9099

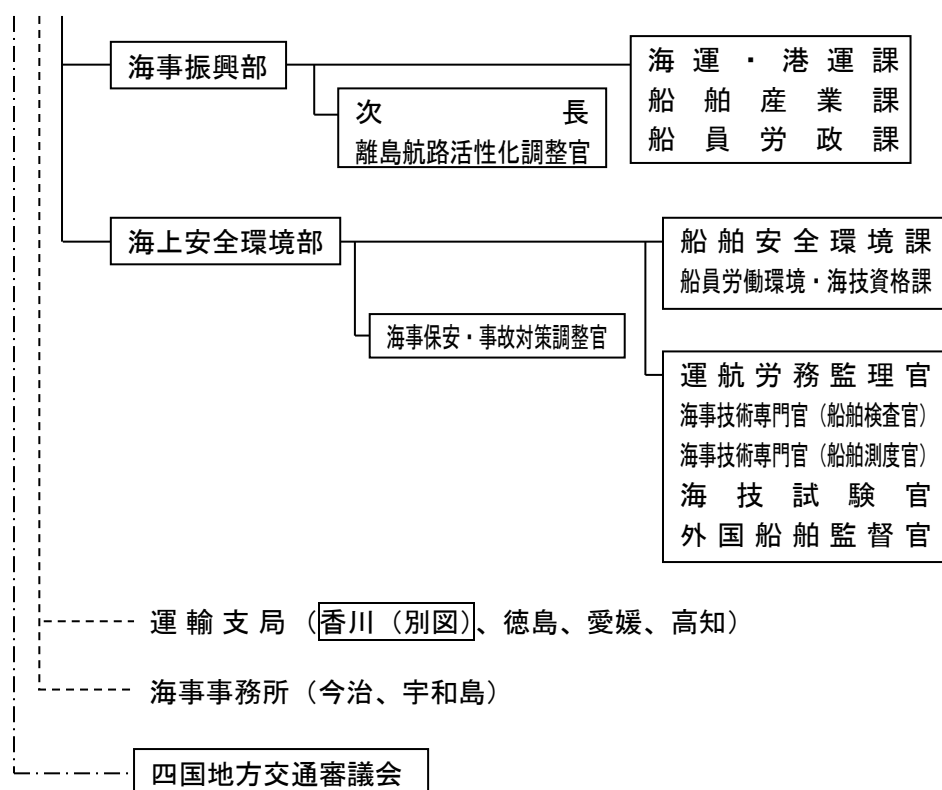
（ホームページアドレス） <http://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/>

香川運輸支局 〒761-8023 高松市鬼無町字佐藤 20-1

TEL (087) 882-1357 FAX (087) 882-4033

〔組織及び職員数〕





（別 表）

職員数（人）

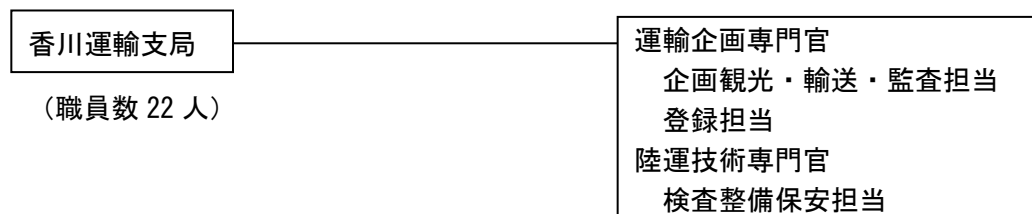
四 国 運 輸 局 （ 本 局 ）	運 輸 支 局 ・ 事 務 所	計
151	140	291

設 置 根 拠	運輸局：国土交通省設置法第 30 条、第 35 条第 3 項、国土交通省組織令第 212 条 四国運輸局
所 掌 事 務	1 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること。 2 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十五号の二 に規定する海洋汚染等をいう。第九十九号において同じ。）及び海上災害の防止に関すること。 （油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものを除く） 3 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する所掌に係る事務に関すること。 4 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。 5 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。 6 観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関すること。 7 旅行業、旅行業者代理業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること。 8 通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士、地域限定特例通訳案内士及び福島特例通訳案内士に関すること。 9 ホテル及び旅館の登録に関すること。

所 掌 事 務	10 自動車車庫に関すること。 11 鉄道、軌道及び索道の整備並びにこれらの整備及び運行に関連する環境対策に関すること。 12 鉄道、軌道及び索道による運送並びにこれらの事業の発達、改善及び調整に関すること。 13 鉄道、軌道及び索道の安全の確保に関すること。 14 鉄道、軌道及び索道に関する事故並びにこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること（運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。）。 15 鉄道、軌道及び索道の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること 16 道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整に関すること。 17 自動車ターミナルに関すること。 18 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。 19 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全並びに道路運送車両の使用に関すること。 20 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関すること。 21 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。 22 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。 23 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること。 24 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関すること。 25 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。 26 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。 27 タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。 28 海事思想の普及及び宣伝に関すること。 29 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。 30 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。 31 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。 32 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。 33 モーターボート競走に関すること。 34 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること。 35 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。 36 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の試験及び免許、船舶職員及び小型船舶操縦士の資格及び定員並びに水先に関すること。 37 船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に関すること。
---------	---

所 掌 事 務	38 船舶事故及び船舶事故の兆候の原因並びに船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること（運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に係るものに限る。）。 39 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。 40 所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること。 41 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき国土交通省に属させられた事務
管 轄 区 域	四 国 運 輸 局：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：四国運輸局 総務部 総務課 （087）802-6715 （注）四国運輸局及び下部機関（各運輸支局・事務所）に関する情報の開示請求等は、四国運輸局（本局）の上記窓口で受け付けています。
各 種 相 談 ・ 案 内 窓 口	1 交通・観光等に係る消費者行政に関する相談 内 容 等：行政相談のうち消費者行政に関すること 担 当 課：四国運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課 電話番号：TEL（087）802-6727 受付メールアドレス：四国運輸局ホームページ「お問い合わせ」で受付 2 行政相談（消費者行政に関することを除く） 担 当 課：四国運輸局 総務部 総務課 電話番号：TEL（087）802-6715 受付メールアドレス：四国運輸局ホームページ「お問い合わせ」で受付

（別図）



設 置 根 拠	運輸支局：国土交通省設置法第 37 条、国土交通省組織令第 216 条
所 掌 事 務	香川運輸支局 1 自動車の登録及び検査、バス・タクシー・トラック事業の申請手続き 2 鉄道、観光、貨物流通に係る事業の申請手続き等
管 轄 区 域	香川運輸支局：香川県
情報公開・個人情報保護窓口	四国運輸局 総務部 総務課 TEL（087）802-6715 （注）運輸支局に関する情報の開示請求等は、四国運輸局（本局）の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	登録ヘルプデスク 内 容：自動車の登録及び検査手続の照会 担 当 課：香川運輸支局運輸企画専門官（登録担当） 電話番号：TEL（050）5540-2075（音声による自動回答） 受付時間：常時